

丹後沿海地域の漁業生産および流通に関する歴史地理学的研究

田 中 豊 治

一、研究目的

第二次大戦後、漁業民主化の一環として、新漁業法の施行、漁業協同組合の組織等が進展し、我国漁業は急速に近代化をすすめた。

しかしながら近代化の程度にはかなりの地域差が生じ、新漁業法の受容形態、漁協の自主的活動は千差万別の状態である。

近世封建体制下における丹後沿海漁民は領主権力と結んだ問屋資本の搾取のもとで再生産資本の蓄積を阻まれ、しばしば生計維持の危機に逢着したが、その故に、自衛の手段として漁民相互の組織化を進め、問屋との抗争は数次の挫折を経験しつつも根づよく進め、幕末にはその勢力も強化し、明治十年代には漁民勢力と問屋の支配権力とは伯仲段階に達し、明治二十四年には幾多の問題点は内包しつつも、流通機構の漁民的形態の設立に成功した。その後幾多の曲折を経たが、組織を強化し、昭和九年には漁業組合を基盤とした水産物販売の自主的体制を樹立した。

こうした歴史的体験により、戦後の漁業民主化の趣旨は積極的、現実的に受容され、新漁業法の消化、新漁協の結成は最も早く、且つ、地域性に適合して活動は進展した。特に漁協の連合体（漁連）の活動は強力で、丹後全域の水産物産地流通の機能を掌握し、水産物共販体制を確立した。従って近世において漁民を収奪した問屋勢力は現在において根絶されている。

本稿は丹後沿海の漁業生産構造と漁民的流通形態の成立過程を近世以降の推移を通じて解明しようとしたものである。

歴史的史料は府漁連の提供及び京都府水産課よりの回答によるものが主で、岩崎英精氏の「京都府漁業の歴史」を併せ使用し、統計資料は京都統計調査事務所の水産統計と漁連刊行の四五年度統計集によった。

二、生産面から見たる京都府漁業

京都統計調査事務所の水産統計によって漁業種別の漁獲（属人）、水揚（属地）状況を要約すると第一表の如くなる。

これによると属人漁獲高は二万一千トン余、属地水揚高は一万四千トン弱で、その差は八千トン近くになっている。遠洋底曳は京都の漁業には全然水揚げしないから属地統計は零となっている。

中型旋網も属人では九千トン近い漁獲を示すが京都の漁港に水揚げするのはその四割の三千八百トン程度で、五千トン近くは他の地区に水揚げになっている。

つまり遠洋底曳の全部と中型旋網（機船巾着網）の大半はその操業地域が京都近海になく、水揚げも京都以外の大

第1表 昭和44年度京都府漁獲量 (t)

No.	漁業種別	属人統計(A)	属地統計	(B)A-B
1	遠洋底曳	2,765	0	2,765
2	沖合底曳	135	152	-17
3	中型まき網	8,846	3,870	4,976
4	小型底曳	2,052	2,035	17
5	その他のまき網	52	52	0
6	鮭鱒流し網	1	0	1
7	鯖はね釣り	—	—	—
8	いか釣り	216	216	0
9	その他の釣り	314	314	0
10	延縄	278	278	0
11	大型定置	3,612	3,612	0
12	小型定置	614	614	0
13	地曳網	272	272	0
14	船曳網	332	332	0
15	敷刺網	1	1	0
16	刺網	498	498	0
17	その他の漁業	468	468	0
19	採介	636	636	0
12	採藻	613	613	0
20	合計	21,704	13,963	7,741

京都統調原票より作製

(トン以下切捨て合計額若干相違あり)

漁港に行なわれている事が予想される。

遠洋底曳について見ると、これは北転船で、漁場は北洋、魚種は「すけそう鱈」で、水揚港は鉦路・根室の二港である。属人統計面では舞鶴港に記帳されている。これは遠洋底曳の経営者が舞鶴に居住し、船籍が舞鶴であるからである。

昭和四十三年度は漁獲高(属人)は四千四百トン弱で、同年度京都府全漁業の漁獲量二万五千トンの一七%に当たっている。四十四年度は二、

七六五トンで漁獲量は減少し全漁獲に対する比重も一三%と低くなっている。

中型旋網漁業、すなわち機船巾着網漁業は遠洋底曳漁業より更に漁獲と水揚げの関係が複雑である。昭和四十三年度の属人統計は漁獲高一〇、七三二トンで、その記帳港は伊根・蒲入の二港となっている。つまり、伊根・蒲入に経営主体主が居住し、船籍がそこに登録されている。現実の水揚げは鳥取県の境港に七五トン、北海道の根室と鉦路の

第2表 戦後鯖巾着網漁業の急増

漁業種	年度	昭 22	23	24
		貫	貫	貫
鮪 大 謀 網		3, 109	109	4, 512
鰯 落 網		174, 973	79, 643	110, 055
鰯 落 網		—	—	286
鰯 瓢 網		436, 926	594, 784	943, 644
その他 定置		4, 841	22, 316	39, 836
巾 着 網		155, 669	762, 963	2, 824, 396
その他 旋網		3, 956	1, 203	10, 618
機 船 底 曳 網		420, 882	530, 535	425, 792
その他		(略)	(略)	(略)
計		1, 440, 883	2, 945, 849	4, 811, 349

資料……若狭湾漁場調査統計

二港に六、三〇〇トン、新潟港に三〇四トン、計六、六七九トンが県外に水揚げされている。これは漁場が山陰漁場すなわち境港沖合隠岐近海で操業するものと、新潟沖合佐渡近海の越佐漁場で操業するものと北海道の道東道南漁場で操業するものがそれぞれもよりの大漁港に水揚げしているからである(2)。

県内には四、〇五三トンが水揚げされるが、これは若狭湾及び近海操業の巾着網漁業によるもので水揚港は宮津である。伊根・浦入水揚ではない。

四十四年度は宮津水揚量は三、八七〇トンで、県外水揚は四、九七六トンとなっている。

右のような漁獲と水揚げの分化した歴史的経過をたどって見ると次のように要約できる。

昭和三年に京都府水産試験場黒田勤技手が千葉県より導入した鯖巾着網漁業の技法を試験操業して成功をおさめ、昭和八年には丹後沿岸に三十五統の鯖巾着が活躍した(3)。

昭和八年から十一年頃までは豊漁で、下関の林兼(大洋漁業)を始め、府外の企業資本が京都府漁民の名を借りて許可をとり、大規模操業をなし「濫獲酷漁」と地元業者から評される如き操業をなし、十二年以降漁獲は急減し、十五年には操業統数は僅かに八統となった。

その後第二次大戦期に突入し、回復を見るにいたらなかったが、昭和二十四年には第二表に示すが如き急増現象が惹起された。

これは山陰・北陸一帯に見られた現象で、鳥取県境港を根拠とする山陰沖機船巾着網の急増と同傾向を示している。

又、京都府における鯖巾着網漁業は「若狭湾鯖巾着網漁業」と称される如く、若狭湾及びその沖合を漁場とする中型機船巾着網で、福井県・京都の両府県にまたがる沖合漁業で、水揚港も、敦賀・小浜・舞鶴・宮津の四港を拠点としたものである(4)。

昭和二十四年の福井県漁業種別水揚統計では定置が六十万貫で十二%、鯖巾着が二三万貫で四八%と、京都の比重と全く同一の傾向を示している。

此の戦後の鯖巾着の隆盛は漁場が若狭湾及びその近海にある間のみ、前記地元漁港に水揚を可能にしたが、魚群の回避が若狭湾岸から遠ざかると、新しい漁場を求めて漁船は移動するので、前記の如く、北海道・新潟・鳥取と水揚地が変化して行く。

伊根・蒲入二統の巾着網漁業は盛時三十五統を算した数から見れば誠に僅少な状態で今昔の感がつよい。

右の速洋底曳・機船巾着漁業を除くと属人・属地統計で京都府漁業を支えているのは定置漁業である。

京都の定置網漁業は羽原の研究以来精密な分析がなされているので再説は避けるが中世以来の推移の中で特に技術的な変化として注目すべき事は、刺網漁業から落網漁業への変化である。

近世中期の経営形態としては羽原によって解明された如く、罎刺網漁業は百姓株化され、大村亀島七五株、平田村

三十七株、日出村十二株の合計百二十四株（一株は鰯刺網四側二場である）で、この株持の共同漁場・共同漁撈・共同漁獲であつた（5）。

従つて、株を持つ者、持たせぬ者との間には社会的経済的に大きな差異が存在した。株を持つものを百姓、持たぬもの水呑と称し、百姓だけが祭祀した八坂神社の宮役は一定の百姓のみに限られ、この百姓株は「役儀」と称され、特権として認定されていた。現在の伊根の主要部を構成する上記三村は特殊な共同体を構成していたのである。

近世末期にいたると株の細分化、漁場の拡大も見られるが、現在の落網型式の定置に技術革新がなされたのは明治期に入つてである。

鰯大敷網の布き込みが明治三十八年（一九〇五）に伊根村で行なわれたが、これは高知県上加江町漁業組合長窪添慶吉及び岡村徳馬と伊根との共同事業であつた（6）。

実施の結果は漁獲高は一万六百元余となり刺網との漁獲の大差が立証された。三十九年より本格実施となり、成績は向上し、四十一年決算では拾七万七千円の漁獲に達した。將に革命的な成功で、以来、刺網漁法は消滅した（7）。

伊根の成功と併行して田井・成生の技術革新も実施された。すなわち、日高式の導入である。明治三十九年に日高式鰯落網の發明者、日高亀三の子の日高栄三郎が田井に、前記窪添慶吉が成生に敷込みを行なつた。両者とも成功し、四十年には落網式鰯大敷網は若狭湾に定着した。しかし、いたる所に施設が増加して弊害を招来し、漁場紛争を誘発せしめるにいたつた。

その他の沿岸漁業については従来の慣行を基として改良を加えて漁獲に当るのであるが、生産規模が小であるので漁獲の急増と言う事は行なわれていない。

借、上記のような主要漁業の漁獲と水揚の歴史的 성격の上に如何なる産地流通が行なわれているであろうか。

三、出荷・集荷から見た京都府漁港

京都府漁業の産地市場の性格を調査していると不思議な現象に気がつく、その一つは産地における統計処理上の解釈が水産統計事務所の判断と京都府漁業組合連合会の解釈の異なる事である(8)。

例を伊根にとってみると、水産統計では一九六九年度属人統計と属地統計を共に七、九八五トンとして同一に示している。しかし、実質的には高級養殖魚の一部が活魚輸送のために伊根港で水揚・出荷されるのみで、大量は伊根では水揚げされず、当然伊根での価格形成はない。実質は舞鶴・宮津に集荷され、その市場で上場され、価格形成がなされる。

この場合、伊根の属地統計は流通上から見れば「名目的水揚統計」にすぎない。名目上、その名目的水揚量の数字を舞鶴・宮津で伊根の名目を生かすために差引いて計算することはなしても舞鶴・宮津に実質集荷され、流通量となっているのは確実なので、舞鶴・宮津の集荷量が「実質的水揚量」である。府漁連は後者を採用し、これを流通の実態とし、府漁連の統計においては舞鶴・宮津の水揚高と考えている。

舞鶴港は農林水産統計では属人六、九〇〇トン、属地二、四〇〇トンの数字で一見して伊根より流通量はすくなく見えるが、現実はこちらに反して、舞鶴魚市場の水揚量は一二、〇〇〇トンを越えていて京都府第一の産地市場を形成している。

理論的には府漁連の解釈が現実的であるが行政面からは現在尚、属人・属地を現実とは異なりながらも一致させて

第3表 京都府沿海諸港における水産物の系統集荷内訳

港名	数量	1955—59平均取扱量 (トン)		1960—64平均取扱量 (トン)		備考
		出荷量	集荷量	出荷量	集荷量	
田成	井	993	—	635	—	
野小	生	228	—	190	—	
三	原	228	—	234	—	
千	橋	183	—	183	—	
瀬	浜	183	—	183	—	
東	歳	165	—	—	—	
舞	崎	54	—	—	—	
舞	鶴	280	39	—	45	産地市場
四	鶴	1,046	13,780	1,430	11,038	産地市場
神	折	15	—	—	—	
由	崎	82	—	—	—	
栗	良	43	—	—	—	
宮	田	1,358	—	399	—	
溝	津	416	5,082	49	3,519	産地市場
江	尻	4	—	7	—	
日	尻	—	23	—	—	
養	置	248	—	—	—	
伊	老	1,121	—	794	—	
新	根	2,991	—	2,848	—	
朝	崎	526	—	394	—	
本	妻	359	—	200	—	
溝	庄	351	—	290	—	
下	入	939	—	1,942	—	
竹	川	748	—	364	—	
間	野	12	—	11	—	
島	人	1,511	1,042	1,005	1,009	産地市場
網	津	22	—	138	—	
浜	野	644	444	709	763	産地市場
	詰	143	119	174	102	産地市場
	詰	221	173	228	258	産地市場
久	美	63	79	—	160	産地市場
そ	の	5,191	—	4,671	—	

(京都府漁連編集. 京都府沿海の水産統計. 35年, 40年版による)

190。 いる例が全国的に極めて大である。従って現段階での漁獲高・水揚高・集荷高の実態を正確に把握し、流通形態を科学的に判定するためには研究者において統計数値が如何なる性質のものであるかは慎重に検討する事が重要である。

る。その旋網集荷量は属地水揚における伊根・蒲入のそれを吸収し、且つ、他県船の集荷のある事を内包している事を示している。

更に伊根・蒲入・田井・養老・新井崎は集荷量はなく、これは舞鶴・宮津に集荷されている事を示している。此の事実の概要は既に筆者は別稿で若干ふれた事がある(9)。

然らば何故にかかる集荷量の局部的集中現象が行なわれたのであるか、四において此の歴史的経過を検討する事とする。

四、京都府水産物流通における府漁連の系統集荷の成立とその意義

第一表から明らかかなように丹後半島東岸の漁港の漁獲物は流通拠点の宮津・舞鶴に集荷され、西岸の間人・網野・久美浜等は属地水揚高と集荷高が略等量で、属人の漁獲高も概ね、その数量が水揚・集荷高と一致しているか、又、極めて近接した数字となっている。この事はその地の漁業が沿岸漁業で、地元の水揚げが行なわれている事を示すものである。従って集荷が自港漁獲高と一致し、漁獲物は自港に水揚げがなされ、他港、他地域の漁船の水揚げがない事を示している。

又、このような計画的な統制の行きとどいた流通がなされるためにはその根本に漁協共販の強固な成立が前提として存在しなければ実現は困難である。然らば京都における府漁連を中核とする漁協共販体制は如何にして成立したかが問題となる。このためには近世における水産物流通の歴史地理的検討から分析を進める必要がある。

I 近世における水産物流通形態

近世水産物の商品化傾向は、鮮魚の城下町集中政策の遂行と魚肥の農村地帯への販売が中核的現象である事は先学の明らかにした所である。若狭湾沿岸においても例外でなく、田辺藩・宮津藩も城下町集中策を強行した¹⁰⁾。

田辺藩では寛文八年（一六六八）牧野氏入領、魚問屋の御用商人政策が遂行され、問屋の下に「仲買」が出来、町方役人がこれを担当する体制をとった。すなわち、町方役としては「惣年寄」「年寄」「肝煎」「年行事」などの諸役がそれで、惣年寄以外はおもに魚問屋と仲買関係の日常行務にたずさわるものであった。

藩としては「魚問屋」は課税の対象として充分のもうけを与えていたので、問屋からは「庭料」と言う税う税金を取った。

府漁連史料に(11)

「他所買寄魚物之義者都而問屋御番所江御案内可申上候事、問屋庭料として銀高式百日迄者菅刃差出可申候事……(下略)……」
とあるがそれである。城下魚問屋への魚は漁師が直接持参販売するのではなく、「買寄仲買」がいて「追懸船」を使用して沿岸の村々から買入れをなした。従って買寄仲買は冥加金の上納を命ぜられた。

宮津藩においては京極氏の漁民支配が田辺藩よりも強固で、「魚納屋」制度が実施された。魚納屋は藩の統制の下に御用仲買・御用追掛（沖船買魚商）で構成され、領内の漁獲物の一切を宮津城下之集荷する機関である。この制度は京極氏のあとの永井氏・阿部氏にもひきつがれた。魚納屋は藩の公権力を背景にした水産物集荷機関であるから漁民側に対しては終始強権をもって統制支配の態度をとった。

すなわち、魚納屋は生産者である漁村・漁民のためのものでなく、宮津藩のためであり、藩財政上の漁村に対する監視機関であって、漁民が田辺の魚問屋や小漁を問屋に廻したりすると魚納屋は藩に報告し之を処罰する体制がとら

れていた。更に伊根の御番所は同地の鰯刺網の漁獲と出荷統制を主目的に宮津藩が設置した機関であつた。

元文四年（一七三九）の達には此の統制の厳しさが次の通り記されている⁽¹²⁾。

「魚他所売之儀監指留申候処末々之者難儀之段違相願ニ付鯛・小鯛之類は勿論前々之通一切他所へ指遣間敷候、雑魚之儀も随分宮津へ指越潤沢之趣承候上其余有之節は他所へも可指遣候、此段無違乱可相守旨先達之申付置候処、右之趣相背近年密々ニ他所売専ニ仕段不届……(下略)」

すなわち、高級魚の他売は嚴禁、雑魚も宮津に供給して余力の場合に他所売りが認められていた。

この取締のため「沖目付」役に一層漁民監視の強化を命じている。更に寛延元年（一七四四）の達には、魚の沖買業者、追掛職の制限を決定している。すなわち次の如くである。

「追掛御運上被仰付候節之御書付

近年追掛猥ニ多分相成候付此度相改宮津追掛拾壹艘、伊根追掛廿壹艘ニ申付運上一ヶ年ニ付拾壹艘ニ銀壹枚宛可致上納候事、魚之儀漁師より買取候者不殘宮津へ差出可申候他所へ遣申間敷候事

寛延元辰十月

宮津 伊根 追掛共江⁽¹³⁾

右の様な体制は益々強化され、天保六年七月の規定、八月改の規定には十七ヶ条の細則が示され、水揚げから販売にいたる取締りが詳細である⁽¹⁴⁾。例えば五条には「追懸船入津候ハハ早速肝煎、案内ニおよび仲間内行届候様相触万端請差図不直我殺之取計致間敷候事」又、七条には「もや物端ものニ候得者可致糶買候魚物百以下者可為糶買百以上者糶買算盤立買取可申候箱物竝ニ目廻しもの者可為正味買事」、八条には「鯨鱈之儀者必其時可致取計事」、九条には「もや物商朝五ツ時より相始可申事、且追懸之者勝手ニ茂相成候節者夜分たり共商い可致候事」、十二条には「年

行司之者ハ壱口半ツツ可致配当事」、十四条には「買寄魚物之内魚屋共入用等御座候而相換候節者式分之口錢ニ而割付可遣事」、十五条には買寄之魚物着船候ハ八問屋ニ而送手形為差出以其手形を三役所並嶋崎御番所へ可致案内事」、又十六条には「右之外庭錢口錢之義者先達而書付遣置候文化十四年被仰付候規定之通相守可申候」等の如くが、領内漁獲物の城下町集中政策は極めて徹底的であつた事がうかがわれる(16)。

又、仲間申合之規定には仲買を経て一般消費者に販売する手順が記され、丹波・京都方面出荷の取扱ひ、特に真倉番所にて御糺しをうけて出荷すべき事等が指示されている。

丹波梅迫には「継荷問屋」が取立てられ、抜荷・闇商売が厳しく取締られた(第二図)(16)。

天保七年十月の梅迫継荷問屋が田辺仲買連中に差入れた規定は左の通りで、これ又厳しい二重三重の監視下に取引されていた。

「御荷物留仕切之義者格別離し之御荷物之仕切道中ニ而万一紛失致候節者私し方より吟味之上ニ而相弁へ御荷主へ少し茂御損かけ申間敷候事

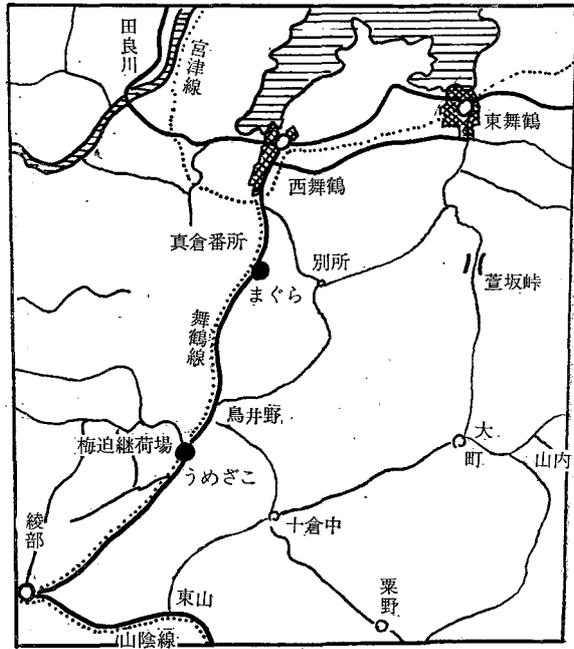
京都より空籠下り候者壹荷たり共早速御荷主夫々様へ差戻し可申候事

他所荷物継荷之分壹荷ニ付九分ツツ戻り礼先規御座候処……遲滞ニ申間敷候事、右之通堅相守可申候別而此度相改魚荷問屋之掛礼被下候上者随分出精ニ御支配申上候、万一右御定法之趣相背候ハ者問屋職掛札共御引上ケニ相成候而其節違背申間敷候為後日之仍而如件

天保七丙申年十月

丹波梅迫 問屋源助」

宮津藩下の漁村は前述魚納屋体制下で田辺藩以上の統制下にあり、漁村からの集荷は舞鶴地区同様追掛で、追掛は藩へ冥加銀を納め、沖目付の取締をうける。



第2図 真倉番所と梅迫継荷場

の魚納屋の封建的搾取があまりにも強大なので漁民保護と魚納屋・糶屋・仲買の一方的搾取の是正を藩庁に訴え出たがきき入れられず、五年後の安政二年（一八五五）に下済和談を強要された。その内容は他所売禁止の再強要で僅かに鯨鰯其外諸魚他所売堅不相成事、尤大漁之節者宮津糶屋ニ而取扱茂難出来格別下値売捌候者村方ニ而塩切並他所売前々々之通相心得可申事」位が若干漁師側に与えた便宜であった（18）。

天保十四年（一八四三）における宮津藩許可の追掛は六十三艘、もしくは六十五艘で、その内容は「御尋被遊候ニ付奉申上候、一伊禰浦追掛之者五十壱人当町（宮津城下）十二人都合六十三艘、此追掛伊禰浦ニ而取揚候諸肴買取宮津納屋へ持出売買仕候」とある。江尻村に追掛が右の他に二艘あって、沖目付は江尻屋庄左衛門、追掛屋清四郎、一人は伊根浦口、一人は宮津納屋で調査に当たった位）。

丹後西部では浅茂川は峯山城下に、問人村も峯山に集荷下命され、中浜村は仲買が買取ったが量的には小額であった。

嘉永四年（一八五二）伊根浦漁民は藩権力下

幕末にいたり魚肥の使用が全国的に普及し特に畿内における需要は大であり、漁民にとって干鰯生産と販売は有利な漁業であったので当然丹後漁村においてもその生産販売は行なわれたが、之に対する問屋側の態度は次の文書によって明らかのように極めて搾取強化であった。すなわち、嘉永五年（一八五二）の農民側から郡中代（久美浜代官所村方支配役）に対する要望は、「以書付御願申上候、宮津領伊瀬浦漁民共鰯漁いたし候節当御支配所村々御田地肥に先前より直売勝手に仕来り候処去ル戊午（嘉永三年のこと）已来御料所村々へ売出候儀決而不相成趣を以売出呉不申当御支配所村々御田地肥し不自由に相成甚以差支迷惑：（下略）」の如くで、耕作農民側から鰯の自由売買を願っている。安政の下済和談では「伊瀬浦漁魚之儀他所売不相成儀先年より敵敷被仰渡候処、大漁之節は鰯少分宛田畑肥に直売いたし来候由相聞候得共当時ニ而者御領分内ニ而鰯干製専ニ相宮候ニ付大漁之時ニ而茂他売不相成段魚問屋竝に仲買共より申出：（下略）」の如くで、最終決定は「御領分内御田畑肥之魚鰯等直売之儀大漁之節ニ而茂是迄之通不相成」と言う結着で、藩権力と結ぶ商業資本の漁民支配は強固そのものであった（19）。

I 近代における水産物流通機構

幕藩体制の解体、新政府の樹立により封建支配の後退は実現したが水産物流通の変革は容易に実現せず、明治時代前半は商業資本と漁民側の抗争に終始した、此の間の経過を摘記すると次の如くである（20）。

A 明治期前半の態様

1 明治初年、舞鶴では旧田辺藩の家中の者による問屋の継承：廃藩置県後失業士族救済策として魚問屋営業権が士族に与えられ旧田辺藩家中の者を含む問屋体制が成立した。宮津でも魚納屋制度は維持されていた。

2 宮津近辺漁民の自主的販売の発生……明治四年十一月伊根浦三ヶ村は漁民による自主販売を開始した。

- 3 問屋と漁民の妥協……明治五年三月「為取替申一札之事」を議定し漁師惣代と仲買惣代・目付・糶屋・沖目付の協議により漁民出荷が再開した。
- 4 漁師の不売同盟の樹立……問屋側の約定違反が相ついたので明治六年七月十九日、伊根外三ヶ村の不売同盟成立し、問屋出荷を停止した。しかし、不売実績は間もなく破れ、混乱となり妥協取引がつついた。
- 5 舞鶴に共立魚会社設立……明治十六年新政府の指導によって問屋も漁民も共に有利なと言う意味の共立魚会社が設立されたが内容が問屋側に有利なので漁民の協力なく失敗。
- 6 宮津に「新魚問屋設立」……明治十八年宮津の問屋側と伊根外三ヶ村の歩みよりで六千円の資本で会社設立、二千円漁村側四千円問屋側支出……問屋側の契約不履行で失敗。
- 7 舞鶴海産合資会社の成立……明治二十四年にいたり、問屋漁民の力関係が略互角に達し、再者妥協の合資会社が成立、流通業務を開始した。

明治期前半の推移の概要は右記の如くで漁民側の流通面への参加が実現した。

漁民の資本蓄積と組織化の進展が問屋側に対する発言力を強めたからで、その根底には漁業生産力の拡大がある。

特に注目すべきは手繰網漁業の進歩で、沖漁として成立した。近世中期から若狭・丹後では手漕手繰が沿岸で操業されたが天保期には打瀬網漁業、すなわち、帆船手操網が操業され、明治初期に宮津・伊根地区で木崎忠左衛門・牧野利兵衛・田中喜八郎等が網の改良、漁具及び帆の新案で打瀬網としての機動性が著しく改善され、それに伴って漁場の拡大(沖漁化)、漁獲高の増加をもたらした。

田中喜八郎は山陰各地から技術指導者として招かれ、死後「蛭子神の喜八郎」と追慕せられている(21)。

鰯漁は近世においては「刺網」であったが、明治後期に落網に切替えられた。田井成生では明治十二年に既に落網の試験操業が行なわれ、漸次刺網から落網に変化した。日高式定置網が定着成功をおさめたのは明治四十年代である

が、その定着の基盤は早くから成立していた。

鱈・鯖等のいわゆる青物の漁獲は全国的に四ツ張り形式の網漁が近世普及していたが若狭・丹後但馬地区では明治初期に宮灯網みやとうあみとして集魚灯の利用、漁群の追込み方策の改善で企業的漁業として成立した。

漁業における生産技術の進歩は直接生産力の拡大につながり、量産による収益の増大をきたし、漁民の資本蓄積が可能にする。その好例は中浜・間人地区の手繰網の発展形態が典型的である。

明治初期手繰漁業の豊漁によって資本蓄積の進んだ間人では漁民四十四名が協力し、明治九年に自己資金によって「鱈手繰網」漁船の建造を計画し、翌十年に久保彦四郎・川戸藤七・川戸新蔵・久下与三兵衛を中心として漁船五隻を新造し、共同操業を開始し、成功をおさめ、鱈の加工工場を設置・塩干・練製品を生産し、流通面においても仲買の介入を排除し、行商形態を採用し峯山城下は勿論、丹後・丹波・但馬・京都にまで婦女子による行商を拡大し、山陰水産物行商の先駆的活躍をなした⁽²²⁾。

漁民勢力の拡大は当然行政面の変化をもたらした。明治十二年府議会に選出された丹後の議員二十名中、沿海地区から十名が出、漁民政策の向上に活躍するにいたり、明治十五年の加佐郡長野田新及び漁民代表戸長新開赴夫の要望する「共立魚会社」設立を実現せしめ、更に熊野郡伏木熊吉の計画した久美浜湾のエビ養殖事業の推進等は既に封建的形態の行政形態から新政府の殖産興業と漁村開発勸業施策の表現と見る事が出来る⁽²³⁾。

B 明治後半期における生産、流通の進展と共販体制指向

明治後半期における京都府沿海の漁業の進展の社会的背景には政府の勸業政策と山陰線の開通による水産物移出の進展が力となっている。政府は明治十七年公布、十九年制定の「漁業組合準則」と、明治十九年から二十二年頃まで

に行なつた「旧幕時代漁業制度竝に漁業慣行調査」によつて、明治漁業法施行の準備をすすめると共に府県段階の漁業改革を行なつた。準則の示すところは漁民の団結と漁業組合結成の促進であり、漁業制度、慣行調査は旧時代の実態調査に堂づく新方策樹立の地域的特性の確認であつた。京都府沿岸のように漁民の自立自主制を求める気運のつよところにおいては將に待望の行政施策である。

生産面においては鰯巾着網漁業が明治二十八年に発達をした。成生・田井で農商務省から貸し下げられた漁具での操業があり、ついで部落共同で新調設置がなされると言う対応形態をとつた。鰯落網が刺網にかわつて地域の拡大普及をする。丹後沿岸から福井県まで試験操業が進展し、明治三十三年には越前海岸の定置は略落網形式に変化した(24)。

落網の発達は刺網時代と異つた漁場紛争を惹起した。鰯の回遊路に直面してこの定置網が布敷せられると文字通り一網打尽の漁獲があり、その回遊路の下手の地区では漁獲が激減する。丹後半島東岸では明治三十二年以降各地で鰯網論争が頻発し、特に養老村・日置村から「落網定設使用願」が郡水産会に出願されると、伊根村から知事宛に「落網撤去御理解願」が提出されると言う状態である(25)。こうした紛争は根本的解決は困難で、網の規模・布敷時期等の協調による妥協の反復となり、漁場条件のすぐれた地域が規模拡大し、漁獲集中に成功する。明治末期には伊根にこの集中(Centralization)が行なわれ、現代に及んでいる。

こうした進歩にはそれを可能とする生産手段の進歩が当然裏付けとなつてゐるが、その中心的役目は漁船の大型化で、明治三十六年以降、間人及び丹後半島北部漁村の韓海及び東支那海出漁が展開し、日露戦争後は済州島・対馬・五島漁場において鯛延縄・烏賊釣り・鱈延縄・珊瑚採取に従事し、下関・福岡・長崎・佐世保市場及び朝鮮の釜山に

水揚げした。

しかし、京都府沿海地域の漁業は此の時代の舞鶴鎮守府の設置に伴う、海面使用制限と沖合における資本制漁業の操業で生産面では圧迫をうけた。後者は田村汽船漁業部（日水の前身）・日魯漁業・林業（大洋漁業の前身）のトロール漁業の操業で、当然打瀬網漁業が打激をうけた。

しかし、流通面の進展はこうした生産上の制限にも関らず漁民に有利に展開した。

日露戦争期の舞鶴の発展は舞鶴軍港の整備につれて急速にすすみ、消費人口の増大をもたらし、水産物流通市場としての機能は重要性を増した。更に三十七年の阪鶴鉄道の全通は水産物の輸送に革命的な進歩をもたらし、

伊根・田井・成生の鱒大敷網の水揚物は鉄道によって運輸販売され、丹後鱒の京阪神出荷を安定せしめた。従って産地市場の機能も活発化して舞鶴魚商組合（問屋資本）で作った「丹後鱒取扱所」を始め、田井幸田商店・北丹鱒取扱所・舞鶴海産合資会社・吉原水産合資会社・田井網直売所・等が産地取扱業者として販売を担当した⁽²⁶⁾。

明治四十三年の統計では舞鶴町の水産物販売量は八十八万七千貫、七十六万六千円で、鱒はそのうち四十七万貫、四十万貫を占めた。

こうした漁業生産のもとにおける水産物流通機構の態様を流通資本の活躍、流通機関の盛衰の点から摘記すると次の様に要約出来る。

- 1 M 37……阪鶴鉄道の開通現在の舞鶴線開通により京阪神の中央市場及び地方市場への水産物移出容易になる。
- 2 M 38……伊根（M 38）田井成生（M 39）の鱒鉄道出荷始まる。取扱機関丹後鱒取扱所他七機関生ず、資本系統から見ると魚商（問屋）系・合資会社系（問屋・漁民合資）・漁民組合系の三系列となる。組合系列の舞鶴海産・吉原水産の取扱高は鱒流通金額四〇万のうち二万円で五%を占めるのみでM 39年代においては弱体であった。

- 3 M40~T9……問屋系列に主体と把握されても組合系列の取扱量も漸次増加する。
- 4 T10……株式会社宮津魚問屋の成立……問屋、漁民の合資会社が株式組織に変更……株主が漁業組合を主体として構成され、漁民の主張につよくなる。
- 5 T12……水産会法の制定……T10より13にかけて漁民組合を基盤とする水産会が舞鶴・宮津・間人・久美浜・福知山・御牧に設立される。
- 6 T12~S8……比重が漁業組合側に移動する年代である。
- 7 S9……水産会が魚問屋を買収し、水産会による流通機関を設立する。これが京都府水産会販売斡旋所である。これにより魚問屋は消滅した。

つまり、明治末期から昭和初期にかけては問屋資本の後退と漁民生産資本の拡充によって水産物流通主導力の交替が行なわれた時期と称する事が出来る。漁民生産資本の蓄積拡大を支え進推した漁業は鰯定置（落網）・打瀬網・鰯巾着網・韓海出漁等の生産性の高い漁業で、京阪神への鉄道連絡の完成がその中央市場に対する鮮魚出荷を容易にした事と舞鶴・宮津等の拠点産地市場が中央市場至近距離に位置した事による。昭和九年には我国においてもっとも早い漁民の流通機関を設立したが、旧幕時代以来の商業資本に対し漁民の組織化が数回にわたる失敗にも関わらず始終一貫して進行したのは沿岸漁業形態を基底としてその技術革新を土台にして漁業の生産力資本を蓄積した漁民の根気づよい努力による事が大である。

C 水産物共販体制の成立と推移

旧幕時代以来の水産物流通形態が藩権力を後立てとする封建的商人資本の強圧で漁民に臨んだ故に、漁民側は自己の生活権保持のために漁民相互の協調と抵抗によって強圧に対処し、自ら漁民組織の素地が醸成され、近代社会に基

本的矛盾を包含し移行した。明治政府の勸業政策を漁民利益の立場から主体的に受けとめ、生産・流通の実権を漁業組合が把握し、その連合組織の結成により広域共販体制の確立まで推進せしめた事は注目すべき事実である。その経過を要約すると左記の通りである。

- 1 S 13 …… S 12・12に漁業法改正に伴って漁業共同組合を設立、京都府水産会の業務を継承した。京都府漁連の成立。
- 2 S 15 …… 府漁連完全民間人により組織される。…… S 13府漁連結成当時は京都府側より経済部長・水産部長が役人理事として参加し行政指導の立場にあったが、役人理事退き、民間人のみ執行部成立す。
- 3 S 18 …… 京都府水産業会の販売所を継承す…… 京都府水産業界はS 18の統制強化と団体統合を目的とする水産業団体法に基づき機関で現行の水産業協同組合の前身である。京都府水産業会の下で流通部門を取扱っていたのでその業務を府漁連が継承した。
- 4 S 19 …… 江尻、間人、網野、浜詰、久美浜の単協の販売所が府漁連の販売所として位置づけられ、系統販売の体制確立す。
- 5 S 23 …… 販売事業のみならず、京都府水産業界の有していた権利・義務の一切を府漁連が継承した。これによって水産会、水産業会の業務は完全に府漁連に統合された。
- 6 S 24 …… 京都府漁連による完全共販体制が確立した。

上記の経過により京都府水産物の府漁連による共同販売体制は旧幕時代以来一貫した漁民の根強い努力に依って成り立った事がわかる。

漁協共販は水産物の出荷販売形態から見ると拠点港に集荷して荷揃えをなし消費地に送荷するのが一般的な形態であるが、これはあくまで生産地と消費地を結ぶ輸送経路の中に拠点港が位置する場合可能なのであって共販の本質は右の様な形態上の問題よりも、生産漁民の販売に当って商業資本の介入を防ぎ漁民の利益を守るのが本体であるので、個々の集荷・出荷・販売に当っては系統販売の大綱の中で中央機関（本部）の情報蒐集・市場開拓によって適切

有利な販売を漁民に実施せしめるにある。従つて共販が進行すればする程、中央機能の科学的情報蒐集と生産者への提供・流通技術の近代化が要求せられる。

京都府漁連はその共販の発足は我国でもっとも早く、且つ系統化の整備された歴史を持つものであるが、新漁業法下の漁協共販として如何なる課題を内包して進展して来たたであらうか。

- 1 販売取扱高と仲買人の活動……昭和三十年頃までは販売取扱高のうち五割から六割が大都市出荷で舞鶴・宮津の拠点産地市場集荷の上の消費地送荷であった。御定置の不漁と機船巾着の不振で水揚げ量が減少すると、地元売りが増加する。加工仲買人・小売仲買人が法人組合を作り、整備されると代金回収が仲買人組合の一括精算となり、従来の魚付きが皆無になり、きめ細かい加工・小売販売が進行した。特に三十年代には行商の占める小売が多いのが目立つ。
- 2 漁連市場のうち、間人・網野の様な丹後半島西岸の市場を除くと、宮津・舞鶴等の拠点産地市場が消費地市場としての性格を強めて来た。蒲入・本庄・新井崎・伊根・成生・田井の様に京阪神消費地と自港との間に舞鶴・宮津の様な拠点市場があると、単協独自の水揚げによる小量出荷より、拠点市場への水揚げをなし、そこで荷揃えの上、規格化した銘柄品を計画出荷した方が消費地価格が高い、従つて半島西岸では拠点市場への集荷が多い。最近、鯛・青物不漁で取扱量がすくない場合は越前地区から県境を超えて集荷する。いわゆるレール物である。消費市場と言うより集散市場としての機能が強化される。間人・網野・浜詰は本部情報によつて単協独自、又は単協共同集荷前捌えにより中央出荷をなさざるを得ない。
- 3 消費動向の変化、特に高級魚の消費増大によつて、大消費地至近の舞鶴・宮津等は鮮魚・活魚の出荷基地又は蓄養基地としての性格を強め、出荷の多様化が発生する。すなわち、鯛・鯛・鯉等の高級魚を漁協経営の短期蓄養地で肥育して、活魚出荷をなす、伊根はストックポイントの代表的な地区で、田井・成生・宮津近傍の栗野（此所には長崎県五島の鯛の蓄養池もある）にそれらが立地する。ここからの出荷は消費地直送で拠点港を経由しない。最近の情報技術の進展で、単協又は活魚出荷組合の独自の活躍が目立ち、府漁連統制に反する販売形態が発生しつつある。従つて漁連としては活魚販売の経営拡大と計画的生産・蓄養・出荷の改善が進められている。

共販の進捗は昭和三六年度八四・九%、三七年度八〇・四%、三八年度八二・二%、三九年度八七・五%、四〇年

第4表 藻類の生産と出荷状況

No.	地区名	天然 養殖 別	の			り			わ			か			め			
			生産量	金 額	出 荷 先	生産量	金 額	出 荷 先	生産量	金 額	出 荷 先	生産量	金 額	出 荷 先	生産量	金 額	出 荷 先	
1	田 井	天然	kg	円	行 商	kg	円	個人販売	kg	円	70	円	157,500	kg	円	12,150	円	1,701,000
		(A)	14,600	266,200		70	157,500											
		養殖	kg	円	—	kg	円	—	kg	円	—	円	—	—	—	—	—	—
		(B)	31,200	472,000		—	—											
2	成 生	A	6,130	22,640	京都海苔市場 及び市内直売	270	214,900	京漁連出荷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	33,700	422,400		—	—											
3	野 原	A	42,600	960,000	行 商	71,200	11,513,000	行 商	3,000	不明	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
4	小 橋	A	—	—	—	2,650	4,005,400	舞鶴市場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
5	三 浜	A	20,760	505,900	地元販売	1,677	5,229,000	市内販売	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
6	舞 鶴	B	55,500	692,500	地 元 売	3,290	4,960,000	京漁連, 地元	32,360	3,492,600	売	—	—	—	—	—	—	—
		A	87,000	1,131,000		—	—											
7	栗 田	A	—	—	—	1,735	2,524,104	地元仲	412	47,774	買人	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
8	宮 津	A	—	—	—	880	740,000	小 売	273	27,510	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
9	溝 尻	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
10	養 老	A	—	—	—	150	116,080	小 売	1,854	152,400	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
11	伊 根	A	7,200	104,650	地 元 売	253	474,500	地 元 売	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
12	新井崎	A	6,710	88,530	地 元 売	128	205,543	京漁連出荷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
13	朝 妻	A	3,300	46,200	地 元 売	623	850,000	京漁連出荷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
14	本庄浜	A	10,000	138,000	地 元 売	593	781,660	京漁連出荷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
15	蒲 入	A	49,610	687,456	間人に出荷	4,262	1,110,237	京漁連出荷	1,300	118,879	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
16	下宇川	A	67,650	1,217,921	地元売, 京漁 連出荷京	17,230	10,548,690	漁連地元売	1,225	230,627	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
17	竹 野	A	30,260	413,730	同 上	3,310	2,866,115	京漁連, 地元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
18	間 人	A	66,810	999,701	同 上	4,946	4,455,208	京漁連, 地元	464	26,440	売	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
19	島 津	A	9,000	176,000	小 売	3,000	4,000,000	京漁連, 地元	510	92,400	売	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
20	網 野	A	32,760	606,400	採取者直売	281	795,760	東 漁 連	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
21	浜 詰	A	65,500	1,254,000	地 元 売	5,930	9,530,000	不 明	333	54,982	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											
22	湊	A	24,300	411,800	地元仲買人	7,500	10,700,000	坂神, 但馬, 地元	1,864	209,220	—	—	—	—	—	—	—	—
		B	—	—		—	—											

度八八・五%と推移し、魚類のみについてはそれぞれの年度が九一・四%、八九・七%、八九・五%、九四・三%、九六・七%と伸びている。貝類は五〇%、藻類は僅か五%で藻類の共販率が著しく低い。これはその生産が地区的に偏っているためである。例えば「テングサ」は府下では網野海岸のみで生産され、ここではテングサは網野漁協が府漁連から独立して長野県諏訪に契約出荷し、年商額は五百万円である。

又、若布・海苔についてはその販売が近世以来行商を主とした歴史の伝統を今に継承し、野原・瀬崎、三浜ではその生産の大部を婦女子の行商で長野・三重・福井・兵庫・京都に販売している。

昭和四十三年度の水産統計原簿を資料として藻類の生産と出荷を表化して見ると第四表の如くなる(分)。

貝類は舞鶴湾、湊浜の養殖カキで五〇%を占め、他に天然サザエが大半をしめている。真珠養殖は千歳・東舞鶴・田所・粟田・宮津・湊で行なわれる宮津で七〇%を生産する。この流通は漁連を通らない。

以上のように共販の本体となっているものは魚類である。京阪神大消費地に至近の地にある舞鶴・宮津を主とする丹後の産地市場は活魚・鮮魚のもっとも敏速な供給可能地域であるから、魚価は西日本の産地市場で最も高い。資料は若干古いが一九六五年の全国平均魚価は一キロ当り五一円であるが京都府平均は七六円である。特に鱈・鯺・鯛・すずき・めばる・鮑・栄螺・カキ・蟹(松葉ガニ)・えび・いか・若布は三〇%以上の高値を保持している。

魚価が高いと言う事は鮮度がよいからで、それは水揚地からの短時間直送が可能の故である。この地理的有位性が京都府沿海の産地市場の性格を次のように変貌させている。

1 中継的集散地市場的性格の強化

魚価の高水準と言う有利性にもかかわらず絶対集荷量が年間二万トン内外であるのが舞鶴・宮津の実態である。ど

第5表 昭和40年府漁連出荷状況

	A	B	$A+B=t$	B/C	D	E	E/C	$\frac{A-D \times 100}{D} = G$
	府内漁獲物中漁連取扱量	レール物移入量	合計	移入率	地元販売数量	出荷販売数量	出荷率	府内地元需要に対する漁連供給率
数量	9,769 t	3,941 t	13,710 t	29%	13,305 t	405 t	3.0%	△26%
価格	75円/kg	80	76	—	—	116円/kg	—	—

うしても、移入物（レール物と称する）を増加して、需要に答えざるを得ない一九六五年の京都府（漁連扱）の実態を示すと第五表の如くである(28)。

ここで言う地元とは京都府のことである。昭和三六年度は取扱高二万トンを超えたが同年の地元売り八二・一%、他府県出荷一七・九%。それが四年立った昭和四〇年度には地元売り九七%となり、出荷は僅かに三%である。

つまり京都府沿海の産地市場は京都府の鮮魚供給基地としての責を持っているので、年々増加する人口に対する水産物供給地域として販売上の有利性を益々強めている。

属地水揚が不足すればする程、レール物の依存は強化される。第六表によると昭和三五年からレール物が急増し、四十年代には取扱量の三十%近くに達するにいたった。

この異常な数字の変化は漁連共販強化の一過程として生じたものである。

と言うのは昭和三十四年まではレール物の取扱いについては仲買人組合が漁連とは別箇に舞鶴・宮津に存在し、その集荷・販売については両者は競合関係にあったが遂に仲買人が漁連の資本力に屈伏したのが昭和三五年から三七年にかけての時期である。筆者の照会に対し漁連は左記の回答を寄せ、此の間の事情を説明している。

第 6 表 舞鶴、宮津産地市場におけるレール物の増加

区分	年次	昭和 28年	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
取扱総量	t	18,474,25	00027,94622,76820,60916,96421,29016,47321,13116,25614,48415,78313,71013,24717,11417,869														
レール物量	t	63	69 t	83	107	123	93	116	3,178	3,167	3,656	3,477	3,272	3,941	3,649	4,200	5,250
レール物比率	%	0.3%	0.2	9.3	0.4	0.6	0.5	0.5	18	14	22	23	20	29	27	25	29

「昭和三十六年六月、レール物を取扱う舞鶴水産仲買協同組合から本会に対し、レール物販売品の取引条件に対し要求申し入れに端を発し、同組合との間に紛争が生じ、約一ケ年間糶販売業務が停止し、乱買となった。しかし、漁連集荷が着々増加する傾向を示したので、三十七年七月、レール物は一括漁連が取扱い、仲買人に売渡す方式で一応の妥結を見る」。

右の如くであるが、実質的には仲買人が漁連体制に吸収されたと言う事実には他ならない。

府漁連がこの様に強力化したのは資本の集中が強くすすめられた結果に他ならない。

第七表は共販の進展と府漁連の資本の集中の概要を表化したものである(29)。

消費地市場資本、特に京都中央卸売市場との結びつき、生産整備体制の充実を目ざしての融資機関たる「農林中央金庫」との結びつき、共販体制の資本的基盤を確立し、京都中央卸売市場の大株主となり、京都市場における恒常出荷の先駆権を樹立し、その組織力により商業資本(問屋資本)の介入の余地がなくなっている。消費地卸売市場資本が産地市場に投資をする例は必ずしもすくなくはないが、産地市場資本が消費地市場に投資し、その販売権を確保

第7表 昭和9年～44年間の府漁連の進展

No.	昭和年月	経 過
1	9. 4	宮津、舞鶴の魚問屋を京都府水産会が買収、水産会販売幹旋所として発足、久美浜に販売幹旋所新設する。
2	12. 12	京都府漁業組合連合会設立（漁業法による）（府漁連と称する）
3	13. 1	府漁連、旧京都府水産会の一切の事業承継す。吉原、宮津、間人、浅茂川、浜詰、久美浜各販売所にて「共販事業を開始す」
4	13. 2	新舞鶴販売所を買収す。
5	16. 2	全国に率先して従来の出荷業務をもって京都府鮮魚出荷組合を組織せしめ本会（府漁連）経営の出荷業務を代行せしめ、以って集荷、配給出荷の完全なる一元統制をはかる。
6	18. 11	法の改正、すなわち、水産業団体の法の施行により、京都府水産業会設立、
7	18. 12	法の改正により、旧府漁連の事業を府水産業会承継す。
8	19. 1	江尻魚問屋を府水産業会が吸収し、共同販売所として直営する。
9	19. 6	地元漁業会に経営委託中の間人網野を共同販売所として直営する。
10	19. 7	“ ” 浜詰共同販売所を直営に移す。 かくて行政庁の指定する府下沿岸陸揚地9ヶ所（吉原、宮津、間人、浅茂川、浜詰、久美浜、新舞鶴、江尻、網野）の市場経営を名実共に京都府水産会の直営とする。
11	24. 10	終戦後の法改正に伴って、京都府漁業協同組合、連合会設立（設立当時29組合）旧京都府水産業会の業務一切を承継す。本部を舞鶴に置く、宮津支所、東舞鶴、江尻、間人、網野、浜詰、湊、久美浜に出張所を設置す。設立当時の出資1,000口3,000万円であった。
12	25. 2	東舞鶴漁協の設立、同時に加入す。
13	25. 3	宮津製氷KKの株23,000株承継す。
14	26. 12	栗田生産組合設立され、加入す。
15	29. 5	京都魚市場KKの株5,000株取得。
16	32. 4	吉津漁協設立され加入す。
17	36. 5	支所、出張所の施設、設備の整備進展し、東海岸地区の漁港より舞鶴、宮津への集荷強化さる。
18	37. 8	農林中央金庫の増資株5,280株引受け、従来単協廻出額と合せ府漁連の取得株22,570株となる。
19	38. 6	京都魚市場KKの増資引受け、取得株合計10,367株となる。
20	42. 11	農林中央金庫の増資引受け、取得株合計43,610株となる。
21	44. 2	京都魚市場KKの増資引受け、取得株合計10,367株となる。
22	44. 6	単協の合併促進され、大型漁協として舞鶴漁協（瀬崎、千歳、東舞鶴、四所、神崎が舞鶴漁港に合併）が成立すると共に、久美浜、湊、単協合併し、湊漁協に宮津、吉津、江尻、日置単協合併し宮津漁港に由良、栗田単協合併し栗田漁協となり、44年6月現在会員組合は25、出資2,060口、6,180万円となる。

している例としても洋目すべき事実である（地方市場先売権とも考えられる）。

昭和三十六年までの問屋扱いのレール物までが四十年代には完全漁連流通体制の中に吸収された資本的基礎は第七表によってその推移が明らかである。

2 現共販体制下に流通形態

統計的資料が整備されているS35～39の五ヶ年間の府漁連の平均数字をもつてまとめると、平均取扱実績は一万六千八百二十五トンで、地元売り九二%、他府県出荷八%となっている（四十年には九七%、三%となっている事は既述）。五ヶ年間平均の海上水揚は八一・九%、レール物一八・一%（四〇年度は二〇%をこえた）である。

備、地元売りの内容であるが、漁連販売所別の仲買人、買付人の数とその取扱数量の概要は第八表の如くである。府内の加工・練製品の原料消費量は約二万トンであるが府内水揚供給量は二、二〇〇トンで一〇%内外の供給しか出来ない。出荷が又、極めてすくなく、京都府中央卸売市場に五八〇トンから六〇〇トン程度、府外出荷は二〇〇トンにみたない。京都中央卸売市場が集荷する生鮮魚及び加工製の府県別数量を調査して見ると第九表の如くで、生鮮物についてみれば八万トン近い取扱高に対し僅かに五二七トンの出荷で〇・七%を占めているにすぎない。加工品については生産高二万トンの約一〇%で京都中央市場出荷で、これも又僅少な数量である。

然らば如何なる仕向けが主となっているのか、これを示すのが第一〇表である。

これによると水揚量の約五〇%が行商によって販売されている事がわかる。

三、五〇〇トンは府漁連の仲買人、買付人としてセリに参加した行商人によって行商されている。しかし、行商はこれ以外に、特に婦女子による一般行商が相当量を占めているので、一応漁連はその量を一、五〇〇トンに達してい

第8表 販売所別仲買人数(漁連資料)

業種別 地区	加工業		練製品業		出荷業		店舗売		列車行商		地元内行商		その他		計	
	S40	S44	40	44	40	44	40	44	40	44	40	44	40	44	40	44
舞鶴	24	22	26	24	10	12	29	29	38	34	41	48	—	7	168	176
宮津	29	24	18	18	3	2	16	21	4	—	10	8	—	—	80	73
東舞鶴	—	—	1	—	—	—	21	23	—	—	—	—	1	—	23	23
間人	16	4	—	—	2	3	3	8	—	—	43	43	—	—	64	58
網野	1	—	—	—	1	7	7	9	—	—	37	15	—	—	46	31
湊	1	1	—	—	—	—	1	2	9	6	17	15	—	—	28	24
久美浜	2	2	1	1	—	—	2	5	—	—	10	10	—	—	15	18
計	73	53	46	43	16	24	79	97	51	40	158	139	1	7	424	403
44年仕向量	2,200 t				800 t		1,500 t		* 3,500 (5,000)				150		9,150 (10,650)	

* 3,500は仲買人, 買付人取扱量(5,000)は1般行業を含む量。

第9表 京都中央卸売市場の集荷府県別量

生 鮮 冷 凍		加 工	
山福長	13,691トン	兵 庫	6,047トン
口岡崎	12,505	静 海	5,110
大佐東	12,289	北 道	4,517
兵 庫	6,830	大 阪	3,360
静 岡	4,117	京 都	2,325
三 重	3,841	島 根	1,537
千 葉	3,757	三 重	1,410
(中 都 略)	2,664	宮 崎	1,288
京	1,874	東 京	821
	1,816	神 奈 川	669
	527	(中 略)	
合 計	79,653	合 計	36,266

資料 中央卸売市場年報 (S41)

るものと推定する。行商形態は卸売形態と小売形態があるが、舞鶴のそれは卸売を主としている。これは別称「朝市出荷」とも呼ばれ、綾部・福知山、兵庫県水上地方の柏原・成松、多紀郡の篠山の魚市場・魚菜市场に、小型自動車を用い、又は、一番列車で出荷する。道路整備・自動車交通の普及により朝市出荷型が次第に規模を拡大しつつある。小売も消費者各個に小売する以外に、山間の小部落の食糧品店等に卸的な小売をするもの多く、京都府は勿論、兵庫県の山間地帯あまねく鮮魚の販売網は普及している。これは鮮魚販売用冷蔵ショウケースの普及に伴って生鮮冷凍魚の消費増加によるものである。

で)による流通形態が昭和四十年代に伊根をはじめ、田井・成生・栗田等において発生しつつある。すなわち、活魚出荷である。伊根の場合は七〇名の一本釣漁師が、「モーター船利用の釣組合」を結成し、八グループにわかれ、二〇数個の生簀を作成し、釣魚を蓄養し、これを大阪京都に活魚出荷している(30)。

又、宮津市西部の栗田湾には長崎県五島の活魚蓄養池が設置され(31)、五島より宮津まで活魚輸送によって鯛・鱒が送られ、宮津から京阪出荷されている。大消費地に近接した活魚供給基地として京都府沿岸地域は最近重視されて

第10表 京都府鮮魚行商概要表（昭和41年度府漁連調査）

販売所	区分	行商従事者数	1人1日当販売		年間1人当稼働日数	販売先地域と割合	行商者の仕入れ方法	行商者の販売方法	行商の比重 (取扱量中の行商比)
			数量	金額					
舞鶴	鶴	66	96	7,700	300	綾部40%, 福知山40%, 氷上多紀20%	買付人としてセリに参加	主として卸売	8,531t(A)中の28%(B)
宮津	津	10	10	900	300	宮津30, 与謝郡70%	同上	主として小売	A 3,180 t B 18%
東舞	鶴	—	—	—	—	—	—	—	A 52 t B 0
間人	人	53	18	1,400	300	丹後町40%, 中郡60%	買付人としてセリに参加	主として小売	A 854 t B 32%
網野	野	34	13	1,000	300	網野町30%, 中郡70%	"	"	A 704 t B 14%
湊		21	20	1,600	300	熊野郡65%, 豊岡市35%	"	"	A 214 t B 42%
久美浜	浜	6	57	4,600	300	熊野郡50%, 豊岡市50%	"	"	A 192 t B 52%
計		190	—	—	—	—	—	—	A 13,710 t B 25%

備考……本表の行商者とは漁連販売所の買付人・仲買人中行商を営む者で、此の他に行商を営む者多数あるも本表には含まれていない。一般行商取扱量は本表取扱者の40%位と推定する。

いる。蓄養地としての自然条件と流通条件のすぐれた地域以外に立地困難な生産形態であるから、現段階においては漁連による共販体制とは別個の流通形態をとり、生産（漁獲）・蓄養・販売の短絡が要求され、糶取引よりも相對取引を主とする流通形態が大部分をしめている。

五 結 び

以上のべたところを要約して結びとする。

- 1 京都府沿海地域は我国において最も早く漁民の組織化が進み、それを基盤として共販体制が成立した。
- 2 漁民組織は既に近世封建社会において商業資本の収奪に対する自衛策として舞鶴・宮津を中核として進展した。
- 3 漁民組織と商業資本の力関係が伯中し共販の初期的形態が成立したのは明治二十年代である。
- 4 商業資本が漁民の組織体たる漁協連合体（漁連）の流通体制に吸収されたのは昭和九年（一九三四）である。
- 5 漁連による流通の一元統制は舞鶴・宮津の二中核産地市場による水揚集中形態を成立せしめた。
- 6 漁連共販による流通形態は地元（京都府）に対する行商販売を主として成立せしめ、中央市場出荷を極めてすくなくした。
- 7 産地市場としての漁連販売所と消費地としての地方都市村落との結合は近世以来の歴史的慣習によることが多い。
- 8 生鮮食料品の冷凍蔵技術の進歩、冷蔵庫の普及は農山村に水産物の消費増大を成立せしめ、行商は生鮮水産物

供給の手段としてその意義を増大した。

9 京都における漁連共販による水生物流通形態は流通資本の大都市集中による流通形態の矛盾を排除し、産地消費地を合理的に結合したものとして意義深い。

10 共販の進展は今後産地生産形態の変化を誘発し、漁連による生産経営を進展せしめると推察する。

註および参考文献

- (1) 統計調査事務所の水産統計にはない、漁協の業務報告又は経営体の直接調査による他に事実確認は困難、本稿では現地調査で確認した。
- (2) J. R. Coull(1972): The fisheries of Europe, pp158~164, G. Bell & sons Ltd, London.
- (3) 岩崎英精(一九五四)、京都府漁業の歴史、三八七頁、京都府漁連連刊行。
- (4) 水産事情調査所(一九五一)、若狭湾漁業利用状況調査ノ一二六〜二〇八水産事情調査所。
- (5) 羽原又吉(一九三五)、丹後伊根浦の鰺株制との経済史的発展、社会経済史学 五一―八。
- (6) 鰺差網から鰺落網への技術推移は(3)に詳しい。
- (7) 一九七〇年八月、田井・漁協調査による。
- (8) 統計資料の扱い方、解釈の異なるまま、府漁連は五年毎に流通点実体に焦点を置いて(京都府沿海の水産統計)を刊行している。最近分は四五〇年版である。
- (9) 田中豊治(一九七二)、水産物消費市場の流通形態の変化と産地市場、歴史地理学紀号、十三。
- (10) 前掲(3)
- (11) 京都水産課送付史料(前掲(3)の引用と推定さる)
- (12) (13) (14) 前掲(3)

- (15) 岡光夫（一九三九）、城下町商業の推移幕末魚仲間をめぐる諸問題、同志社大学経済論集、一〇〇二。
- (16) 前掲(3)一四九頁の史料より作図す。
- (17) 追掛史料について筆者の照会に対する京都水産課の回答史料による。
- (18) 伊根役場史料による。役場吏員によると同史料は岩崎英精氏が「丹後伊根浦漁業史」作製の目的で蒐集された史料と言ふ。
- (19) 前掲(18)
- (20) 以下の要約は前掲(3)、京都府水産課回答史料、府漁連の歩み、京都府沿海の水産統計と参考にて作製した。
- (21) 前掲③二五五頁に島根県塩浜村の実例として記している。
- (22) 丹後町水産課におけるききとりによる。
- (23) 京都府水産課照会に対する回答史料。
- (24) 京都大学地理大学教室（一九五五）、若狭湾漁業の地理学的研究、地域調査、特に織田・末尾の論文。
- (25) 前掲(18)
- (26) 前掲(3)三一頁の史料による。
- (27) 京都府（一九六七）、沿岸漁業経営近代化改善調査報告書、七八〜八九頁。
- (28) 漁連統計。
- (29) 漁連刊行の「府漁連の歩み」「京都府沿岸の水産統計」を資料として作製す。
- (30) 昭和四五年の現地調査。
- (31) 田中豊治（一九七二）、離島地域における水産物流通機構の変貌、九州経済調査会月報、四七、八。